

農地の賃借料情報の提供について

令和6年1月から令和6年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっております。

なお、この水準は、農地法第52条の規定に基づき、賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の締結にあたっては、貸し手・借り手の両者でよく協議したうえで締結してください。

令和7年2月13日

京都市農業委員会

(金額は10a当たり/年)

地域区分 (賃貸借筆数)		利用目的			使用貸借 の割合 及び 使用貸借を 含んだ平均 ※2	
		田 (水稲作)	畑 (野菜・果樹等)	筍		
市街化区域 (2筆)	平均額	— ※1	実勢値なし※1	—	86.7% 畑:17,100円	
	最低額~最高額	—	実勢値なし	—		
	筆数	—	実勢値なし	—		
市街化調整区域 及び 都市計画区域外 (京北地域除く)	中山間 地域除く (243筆)	平均額	¥7,400	¥17,300	¥4,900	30.0% 田:6,000円 畑:16,500円 筍:4,400円
		最低額~最高額	¥4,200 ~ ¥13,300	¥7,300 ~ ¥40,600	¥2,100 ~ ¥6,900	
		筆数	62 筆	109 筆	12 筆	
	中山間 地域 (100筆) *	平均額	¥2,500	¥17,900	—	35.1% 田:2,400円 畑:5,300円
		最低額~最高額	¥2,400 ~ ¥4,400	¥9,100 ~ ¥20,000	—	
		筆数	39 筆	8 筆	—	
京北地域(5筆)	平均額	—	¥4,100	—	93.2% 畑:1,100円	
	最低額~最高額	—	¥3,000 ~ ¥5,300	—		
	筆数	—	4 筆	—		

※1 賃貸借契約がない区分は「—」で、筆数が4筆以下の場合は「実勢値なし」と示しています。

※2 賃料がある貸借(賃貸借)と賃料のない貸借(使用貸借)を合わせて算出した農地の借賃の金額の平均額を示したものです。

* 中山間地域(下線のある地区は、全部又は一部が都市計画区域外)

行政区名	地区
北区	大宮の一部(氷室)・小野郷・中川・雲ヶ畑
左京区	大原の一部(百井)・花脊・広河原・久多
右京区	<u>嵯峨北部</u>
西京区	大原野の一部(小塩・石作・外畑・出灰)
伏見区	醍醐の一部(陀羅谷)

<算出方法について>

- ・ 玄米やもち米等、物納により賃借料が支払われているものについては、農産物価統計調査の「月別年次別全国平均販売価格」をもとに金額換算しています。
- ・ 標準的な賃借料を算出するため、全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。また、使用貸借(無償)で締結された貸借については計算に含まれていません。
- ・ 金額は、算出結果を四捨五入し、100円を単位としています。